令和6年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和6年9月5日(木曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

 1番 秦野 仁美
 2番 宮坂 幸夫
 3番 小野沢常裕

 4番 今井 健児
 5番 芝間 教男
 6番 中村 茂弘

 7番 村松 浩喜
 8番 森澤 文王
 9番 村田 桂子

 10番 榎本 真弓
 11番 今井 英昭
 12番 今井 清

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 今井一行 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場厚子 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 櫻井千佳

庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午前10時43分

議長(今井 清君) おはようございます。これから本日9月5日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第46号

議長(今井 清君) 日程第1 議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定についての 質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 犯罪被害者の支援条例ということで、犯罪に遭われた方への支援を条例 化するということでは結構なことだと思いますが、幾つか質問があります。

まず、第2条の中の民間支援団体のことなんですが、立科町にはどんなところがあるのかどうかということと、そういうものを周知はどのようにされるんでしょうか。 それをまず伺いたいと思います。

それから、経済的負担の軽減という点では今回の補正予算のほうに盛られているんですけれども、それぞれの場合に規定するような要綱化とかそういうものはされるんでしょうか。また、それはいつからということになるでしょうか。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

民間支援団体ですけれども、こちらのほうは町内の中にあるということではなくて、 想定するものは、犯罪被害者支援給付金の支援等による犯罪被害者等の支援に関する 法律の犯罪被害者等早期支援団体になりまして、県の公安委員会が指定します認定特 定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターが考えられます。また、このほかに日 本司法支援センター――法テラスですけれども、こちらのほうも支援団体となるか と思います。

それから、経済的支援に関しての要綱ということなんですけれども、こちらのほうは、また条例のほうを制定されて、同時に要綱、支援金の支給要綱並びに日常生活支援助成金の交付要綱を整備いたしまして、日常生活あらゆる場合を想定いたしまして支援を行っていく予定です。

以上です。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) そうしますと、県の公安委員会が指定するNPOと法テラスということ になりますけれども、そういうことをご案内する窓口の問題と支援体制の整備、第 7条になるんですけれども、「町は、犯罪被害者の支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする」というふうに書いてあるんですが、これは町民課になるんでしょうか。今は教育委員会でお答えになっておられるんですけれども、窓口を設置

すれば、そういう支援のどこどこに相談してくださいとか、そういう支援が得られる ということなんだと思うんですけれども、そこをどこに置くんでしょうか。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

第7条の支援体制ですけれども、具体的には、総合的な相談窓口を社会教育課、社会教育人権政策係に設置する予定でございます。その上で関係機関とも連携をして、協力して支援を行ってまいりたいと考えます。相談の窓口としては、こういうことができましたよということは、またもちろん、この条例自体制定されましたということは広報等でもホームページ等でもお知らせいたしますし、あとは警察と連携を取りますので、警察のほうにもそういったことをお伝えして、そういう方がいらっしゃればこちらのほうにということをお願いしておく予定になっております。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) そうすると、教育委員会の中の人権教育係の中で総合窓口が設置をされて、様々な支援のNPOとか、法テラス、警察につなげるということをやるということですね。そこは分かりました。

あともう一つ、居住の安定、第12条についてお伺いいたします。

ここに「居住の安定を図り」ということで、「町営住宅への入居における配慮、その他必要な支援を行うものとする」というふうに書いてあります。町営住宅は多分、本人の所得に応じた賃貸料になるかと思われるんですけれども、現在、町営住宅いっぱいで、このたび、真蒲住宅に新たな入居を募集するんだという話もありましたけれども、いっぱいというような場合のその他必要な支援というのは、犯罪被害に遭われた方が引っ越しするときの支援としては、町営住宅以外にはどのようなことを考えておられるんでしょうか。また、そこの窓口もやっぱり人権教育課になるんでしょうか。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

窓口としては、まずは、人権政策係のほうにまずは相談に来ていただくという形になります。そこから居住についてということなんですけれども、もちろん、町営住宅がいっぱいということでしたら、そのほかの空き家ですとか、そのほか、近隣町村等の居住できるところも考えております。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第47号

議長(今井 清君) 日程第2 議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する

条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第48号

議長(今井 清君) 日程第3 議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例 制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) これは、国民健康保険条例の保険証に代わって、今度、保険者であることを証明する書類というようなことで変えるという話だと思うんですけれども、こちらはマイナンバーカード、マイナと保険証の一体化を前提にこの条例改正が出されているものだというふうに理解をしております。

そこで質問ですけれども、現在、国保証というのは子供一人一人について手渡されています。今度は、マイナ保険証というものを強行するようになりますと、例えば赤ちゃん、生まれたばっかりの赤ちゃんですとか、5年ごとの更新が必要になってくるんだろうと思うんですけど、実際、国民健康保険証というのは1年ごとの更新になるわけです。そこら辺の手続はどうなるんでしょうか。それが一つ。赤ちゃんや子供についても、写真を撮って5年ごとに申請をするようにするのか、写真はずっと使えるものとして1年ごとに更新するものなのか、そこら辺の具体的な手だてについてお聞かせください。

それから、後期高齢のほうでも申し上げましたけれども、マイナ保険証を望まない人への対応ですよね、これは確認しておかなくちゃいけないんですが、今ある保険証は8月1日から来年の7月いっぱいまで1年間使えるものと解釈しておりますけれども、12月2日以降は紙の保険証は発行しないということになりますと、例えば、もう前にマイナ保険証をやっていた人がここで5年の期限を迎える人もかなり出てこようかと思うんですけれども、そういう人が例えば忘れてしまって窓口に行って「利用できません」とかいうことになって、慌てて窓口に駆け込むということもあろうかと思うんですが、そのときには資格確認書というのを発行して直ちに対応ができるのかどうか、そこを確認したいと思います。マイナンバーと保険証の一体化を望まない人への対応をどうするのか、確認をしておきます。

議長(今井清君)荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) お答えをいたします。

1つ目の乳幼児などに対する保険証の交付、それから、後段のマイナ保険証を望まない方への交付も、内容的にはほぼ同じというふうに受け止めましたので、まとめてお答えをさせていただきたいと存じます。

12月2日以降、マイナ保険証の登録をされていない方につきましては、それよりも前に資格確認書というものをこちらで用意をいたしましてお送りをいたします。それは申請をいただかなくても、抽出をいたしましてお送りをするということになっております。こちらの有効期限は、現在交付をされている保険証と同じく令和7年の7月31日、発行日から1年ということの有効期限を予定しております。といったことで、当面の間につきましては、そのようなことで保険証に代わり資格確認書というもので医療を受けていただけると、受診をしていただけると、そういう状況にはございます。その後、数年、5年先ということでございますけれども、それにつきましては、現在の対応は当面ということでございまして、5年後にどうなるかということにつきましては、今後、こちらのほうも国のほうから方針が示されてくるものということで、現段階ではまだはっきりしたことは申し上げられないというところでございます。以上です。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) そうすると、望まない人に対しては、資格確認書を前もって交付をするということで承知をいたしました。そうすると、乳幼児については、政府の本来の趣旨からいえば、一人一人について顔写真を撮り、そして、マイナンバーと保険証とを一体化したものに推進すると、政府が2万円のおまけもつけて推進をしようとしているわけですけれども、子供たちについては自分の意思でやれるわけではないです。そうすると、保護者がそれに代わってやるということになると思うんですけど、その場合でも資格確認書で構わないということでよろしいんでしょうか。5年で例えば子供の顔なんかも随分変わります。5年ごとに毎年顔写真を撮ってマイナカードの申請をすることになるのか。それとも、資格確認書があればそれでずっとかかることができるのか。そのほうが家族にとっては利便性が高い、今の従来の保険証をそのまま使えばいいというのが一番お金がかからなくて済む話なんですけれども、住民にとってやっぱり利用しやすい保険証でなくては意味がないと思うんです。そこの確認なんですが、どうでしょうか。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) 資格確認書の交付に関しましては、先ほど申し上げましたように、 当面の間、発行することによりまして受診をしていただけるということでございます。 その後の更新ということに関しましては、特にこのマイナ保険証という部分につきま しては、現段階ではまだ流動的な要素がございますので、今後、改めてそのような内 容が国から知らされるものというふうに承知をしております。 以上です。

議長(今井 清君) 村田議員。

9番(村田桂子君) 3回目です。

議長(今井 清君) 政府の方針が決まらないと回答できないということだと思いますが、い

いですか。その辺は押さえていいですか。

9番(村田桂子君) はい。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) つまり、政府の方針はまだ決まらないんです。やっぱり多くの国民は紙の保険証のまま使わせてほしいという声が圧倒的です。このことは申し上げておきたいのと、町に対しては、私、8月の広報では、12月2日以降は使えなくなりますと、そういうマイナスの表現しかないんです。改めて後期高齢でも今回も確認していますけれども、資格確認書というのが発行されるからマイナンバーカードと保険証の一体化を急ぐ必要がないんだということを、ちゃんとそれを持っていれば医療にかかる権利は保障されるんだということを改めて私広報でちゃんとお知らせしなきゃいけないんだと思うんです。あれを見てすごく不安に思って、これ、マイナ保険証をしなかったらもうお医者さんにかかれないんだねって誤解する人もいるわけです。やっぱり町は国と違って住民の健康と安全を守るのが第一の仕事ですから、なくても、まさにマイナンバーカードは任意ですから、それと保険料さえ払っていればちゃんと受け取れる医療証とのことを考えると、当然の権利であることを保障するんだよということを町の立場として言うべきではないかと。この広報への……

議長(今井 清君) 村田議員。

9番(村田桂子君) はい。終わりにします。

議長(今井 清君) 村田議員。

9番(村田桂子君) 広報への……

議長(今井 清君) 質疑ですから、質疑をしてください。

9番(村田桂子君) はい。広報への改めての周知をすべきだと考えますけれども、どうでしょうか。町民には8月号で、発行されませんよということしか伝わっていないわけです。資格確認書が発行されるから大丈夫だということをちゃんと周知する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) 広報紙に掲載をしてございますのは7月号で掲載をしておりますが、 そちらには、これは国のそういった広報のものを使用しております。その中には、一連の12月2日以降、保険証は発行されなくなりますという。ただし、令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年7月31日まで有効です。さらに、12月2日以降、マイナンバーカードを保有していない方につきましては、有効期限が切れる前に資格確認書を交付いたしまして医療を受けることができますという文言が一通り掲載をしてございます。ということで、私どもといたしましては、広報はきちんとしていると。

なお、広報紙だけではなくて、保険証の更新時に個別にそのようなお知らせは発送 してございますので、お知らせは十分に行き渡っているというふうに認識をしており ます。

また、何かしらの意図を持って、こちらのほうで部分的に何かを強調したりですとか変えたりというようなことで広報をするという考えはございません。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

現在やっているのはあくまでも質疑ですから、意見ではなくて質疑をお願いします。

◎日程第4 議案第49号

議長(今井 清君) 日程第4 議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第50号

議長(今井 清君) 日程第5 議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定 についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第51号

議長(今井 清君) 日程第6 議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例 制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第52号

議長(今井 清君) 日程第7 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号) についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) まず8ページ、お願いします。町営住宅の使用料について伺います。 真蒲住宅、ずっと空きっ放しではないかという、利用に供すべきだということを申 し上げてきましたが、このたび、方針を変えて募集を再開するというふうに伺いました。それで、この30万というのはいつからの分なんでしょうか。改修工事の予算化も併せて予算書の中にあるわけですけれども、どのような工事をして、いつから改修して何人分、何か月分の使用料として30万円が上がっているのか、これについてまず1点お伺いいたします。

それから、2点目の質問は、保育所の事業委託費のことで伺います。14ページです。 児童保育の委託料が82万円、保育所費として出されているんですけれども、これは どこに預けていらっしゃる子供たちなのか。多分、第3子分無料、第2子分半額とい うことと、恐らく給食費の分もそうなのかなと思うんですが、この積算根拠について お伺いしたいと思います。また、そのことは、町内の保育所がいっぱいで入れないの か、それとも保護者の事情によって町外の保育園に委託することになったのか、そこ ら辺についてもお伺いします。

3つ目の質問は、犯罪被害者の支援のことなんですが、先ほどのことで140万円が……

議長(今井 清君) ページをおっしゃって。

9番(村田桂子君) 失礼。15ページです。次のページの民生費、人権政策推進費の中の犯罪被害者等支援事業経費なんですが、この間、本会議で2名分とおっしゃっていたんですが、それはもう実際に具体的にいらっしゃるものなのか。それとも、科目設定として考えられておられるのか。先ほど要綱化の話も出ましたけれども、恐らく、その100万円というのは遺族に対する亡くなった場合なのかなということなんですが、重度障がいの場合はどうするのかとか、そこら辺はこれから要綱化されるということなんですが、この積算根拠についてお伺いいたします。

議長(今井 清君) 篠原建設環境課長。

建設環境課長(篠原英男君) お答えをいたします。

8ページの町営住宅使用料の関係ですが、今回、真蒲住宅団地ということで新しく 再開をするという形の中で、一応3戸空いておりますので、3戸の6か月分というこ とで概算で計算をさせていただきまして、30万ということで計上はしてございます。

修繕箇所については、クロス等、傷んでいるところがあれば修繕したいと思っておりますが、これは予算をお認めいただいた後に業者等と確認しながら発注をしていくという形になりますので、それが終わりましたら募集をかけていきたいと考えております。

以上になります。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

まず、14ページの保育所の事業経費の関係ですけれども、児童保育委託料ですけれ ども、こちらのほうは広域保育ということで、小諸市の幼稚園に3歳児の方が通いた いというか、通わせたいということで10か月分、9月から通いたいということで、こちらのほうの費用が支払いの費用になっております。

あと、もう一つ、公定価格の改正による増ということで、広域で保育をした場合に 幾らということが国のほうで決められていますので、そちらの改定がありましたので、 増額分を若干調整して82万円という形になっております。

それから、15ページ、犯罪被害者支援事業経費のほうですけれども、まず、犯罪被害者等支援金40万円に関しましては、こちらのほうは犯罪被害者等支援金の支給要綱を制定した後、遺族に対して、犯罪被害に遭った、亡くなられてしまった遺族に対しては30万円、それから、犯罪被害に遭ってけが等を負ってしまった重傷病支援としてお一人10万円ということで、現在、申請がされているわけではないんですけれども、もし万が一あった場合に早急に支払いたいということで、予算化を1名分ずつ予算化をしてあります。

それから、その次の犯罪被害者等日常生活支援助成金、こちらのほうも現在想定は しておりませんけれども、申請している方がいるわけではないんですけれども、早急 に支援したいということで、例えば、犯罪被害に遭ってしまったご家族とご本人もそ うですけれども、家事・育児・介護支援等が1時間4,000円ですとか、あとは、外出 が困難になってしまって食事を用意することができないというような配食支援、こち らのほうが1人1,000円の上限。それから、一時保育支援ということで、一時的にお 子さんを預かっていただくというような保育園への支援、こちらのほうが1回当たり 2,400円。それから、あと、その居住地に住むことができなくなってしまったという ような場合が想定されますので、そちらの転居費用ということで上限20万円、1回当 たり上限20万円。それから、精神的な被害の軽減ということで、カウンセリング等の 支援として1回当たり5,000円。それから、報道等の対応に追われるという、対応で 弁護士に依頼するという場合も考えられることから上限23万円。あと、弁護士さんへ の相談ということで1回5,000円というような形で、項目を細目化して細かく、こう いった場合はということで一つ一つ当てはめてお支払いをしていくわけですけれども、 大体これで全部あった場合に大体今100万円ということで、全く現在いるわけではな いんですけれども、すぐに支払いたいということで今回予算化いたしました。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) まず、保育所のことについては、広域保育のほうで、お一人で保護者の ご都合で小諸市のほうにということで、特に立科町の町内が足りないから町外という ことではないということを確認をいたしました。それと、公定の費用が変わったから その分を増やしたんだということでは確認をしたところです。

次に、町営住宅のほうなんですけれども、先ほどいつから、5か月分とおっしゃったんですけれども、改修がいつまでに終えて、それでいつから募集されるのかどうか、

それで、先に募集はしちゃって、今、改修がもうこれから行われるんだと思うんです けど、いつから入居を予定されているのかどうか、そこはどうなんでしょうか。

議長(今井 清君) 篠原建設環境課長。

建設環境課長(篠原英男君) お答えをいたします。

先ほども回答させていただいておりますが、まずは予算をお認めいただいたところで業者等と打合せをしながら、改修内容の確定をしていきたいと考えております。それがいつまでの工期になるかというのは発注しているときにしないと分かりませんので、分からないものを事前に推測して何日から募集するということはちょっと責任が持てませんので、現時点ではいつから募集するということは明確には今言えない状況でございます。

あと、あくまでも収入に関しては6か月分ということで見ておりますので、10月から6か月分では概算では計上はしてございますが、なるべく工期等は必ず必要な部分はございますが、早期に募集はしていきたい、工事が終わりましたら早期に募集をしていきたいと考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 町営住宅については、前、私も質問しましたけれども、やはり所得に応じた賃貸ということでは評価が高いわけですし、また、希望も多いので、もう速やかにお願いしたいなと思っております。そして、そのことはちゃんと周知するんだと思うんですが、それはいつ頃からになるでしょうか。先ほどまだ分からないとおっしゃったんですが、そうは言っても予算化されるわけだから募集はしますよね。そこら辺についてお答えをお願いします。それが1点と……

議長(今井 清君) 村田桂子議員。

9番(村田桂子君) あともう一つ。

議長(今井 清君) 村田恵子議員、今、回答はされていますから、いいですかね。同じこと を何回も聞くようなことをして。

9番(村田桂子君) いや、分からないんだったら予算化できないじゃないですか。(発言の 声あり) いや、そういう問題じゃないと思います。

議長(今井 清君) 決定しないと。今の説明で私はよく分かるんですが、その辺のところを もうちょっと考えながら質問していただけますか。

9番(村田桂子君) じゃあ、分かりました。質問を……

議長(今井 清君) 同じ質問を何回もしないように。

9番(村田桂子君) 質問を変えます。公営住宅については、町営住宅については希望が多い ので、できるだけ速やかに入居できるようなご配慮を求めておきます。

次に、3点目の質問ですが、質問します。18ページです。社会教育経費の中の公用 車の更新ということなんですが、これは社会教育費の中で更新なんですが、これまで の車が何年使用で、どのくらいの走行距離で、それでこの公用車の更新になるのかど うか、そこの中身、具体的なところをお聞かせください。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場厚子君) お答えいたします。

この公用車に関しましては、春先、初夏、春先ですかね、に故障をしてしまいまして、それで、修理よりも更新ということで、こちらのほうの今回予算に上げさせていただきました。何年車ということはちょっと私そこまで調べてきておりませんので、今回はお答えすることができません。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第53号

議長(今井 清君) 日程第8 議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算 (第1号) についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子議員。

9番(村田桂子君) 2ページでお願いします。繰越金が5年度の繰越金が8,272万ということかなと思うんですけれども、これは介護保険、6年度から8年度でまた新たな3か年始まったと思うんですが、この繰越額についてはどのような評価をお持ちでしょうか。多いか、少ないのか、妥当なのか、お願いします。

議長(今井 清君) 荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) この繰越金につきましては、これは令和5年度の補正予算のときに ご説明をしたと思いますが、これは支出のほうで返還金が償還金という科目になりま すけれども、こちらのほうで生じるものでございます。これは国ですとか県ですとか に精算をして返還をするというものでございますが、例年、この時期に翌年度にこの 精算が行われるということで、これを見越しまして、この繰越金を充当するために確 保したと、しているという内容になります。これは、繰り返しますが、昨年の補正予 算の段階でご説明をしております。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに質疑はございますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第54号

議長(今井 清君) 日程第9 議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算 (第1号) についての質疑を行います。 質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

「(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 陳情第3号~日程第12 陳情第5号

議長(今井 清君) 日程第10 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、日程第11 陳情第4号 女性 差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書、日程第12 陳情第5号 訪 問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書について、ご意見 をお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。9番、村田桂子議員。((そ ちらですか)の声あり)登壇の上。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番(村田桂子君) それでは、陳情への意見として、3つの陳情について、ぜひ意見書を政府に向けて上げていただきたいという立場で、上げるべきだという立場で意見を申し上げます。

陳情第3号については、医療・介護などの現場で働くケア労働者の賃上げと待遇改善を求める陳情で、立科町の現状を考えても早急な改善が必要だと考えるものです。ハートフルケアたてしなが運営する介護老人施設では、ヘルパーの成り手がなく、不足をして、現在、ミャンマーからの研修生を5人も受け入れて何とか回している状況です。政府の取った処遇改善も、労働に見合うだけの賃金アップにはつながらず、日本人の離職が絶えず、慢性的な人手不足になっております。医療現場でも、人手不足から過酷な夜勤体制が慢性化して、看護師不足が叫ばれ続け、場所によっては病院の閉鎖などもあるやに聞いております。抜本的な賃上げと待遇改善がなければ、ケアの保障は不可能と考えます。陳情の趣旨に賛同するものです。

次、陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情については、4月の訪問介護の報酬の引下げによって、小さな訪問介護所は閉鎖が相次いで、在宅での介護が続けられなくなるという深刻な状況が伝えられています。訪問介護事業者の経営悪化により、利用者の負担が増えています。6月議会で賛成議員が述べたとおりです。大きな事業所は加算を取るための事務処理などが可能ですが、小さなところでは手が回らず、加算申請を諦めているところもあると聞いています。訪問介護ができなくなれば、施設入所の待機者が減らない状況では、家族が仕事を辞めて見なければならないという介護離職が再び増えること、家族の負担がより増えて家庭での介護が不可能になる、在宅介護ができなくなるおそれが現実に起きています。政府は、介護を「家庭から社会へ」といううたい文句で40歳以上の国民から保険料を取り立て、介護保険を強行しました。保険料は取られるけれども、利用したいと思

ったときに事業所がなくて利用できないということが加速しています。まさに保険あって介護なしです。この状況を打開するには、かつてのように国が事業費の2分の1を負担することです。今は4分の1に減らされています。国の責任で介護報酬を引き上げ、訪問介護が続けられるように保障すべきです。国の責任での報酬引下げを直ちに撤回し、経営が続けられるような報酬に引き上げること、再改定を求める陳情に賛同いたします。

なお、陳情第4号の女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情については、県内各地でも意見書を上げる自治体が相次いでいます。特に日本はジェンダーのギャップが大きく、特に政策決定の場における女性の割合が大変低いということも言われています。こうした中で、この選択議定書の中の特徴的なところは、個人が国連の女性差別撤廃委員会に、個人にこんな差別がある、こんなひどい待遇を受けているんだと、個人が通報できることと、その通報を受けて調査をすることができると、国連の機関が。そういうことができるように、改めてジェンダーギャップをなくすための具体的な行動が取れるという実効的な方策をうたい文句に、うたわれたものがこの選択議定書の中に盛り込まれています。女性と男性、女性であるがゆえの賃金の不当な低さだとか、待遇のひどさとか、そうしたことを一つ一つ解決するためにも、実効ある措置を取ることが必要ではないかということで、それを求める意見書を上げてほしいという陳情にこれまた心から賛同するものです。

以上、意見を申し上げました。

議長(今井 清君) ほかに意見はございませんか。10番、榎本真弓議員。

10番(榎本真弓君) 10番、榎本です。

議長(今井 清君) 登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番(榎本真弓君) それぞれの陳情に対して慎重審議を行うことを求めますが、これは総 務経済常任委員会の皆様にもお願いをしたいところであります。

社会文教建設常任委員会に付託されました3件の陳情については、最終的には立科 町議会が国へ意見書を提出するか否かの採決になります。国がどういう動きをしてい るのか、それぞれの議員がそれぞれの立場で国の動向を勉強して、また、最終決に臨 んでいただきたいと思います。

総務経済常任委員会では、それに対する慎重審議は行いますが、やはり最終決が取られる場合には、それぞれの議員が町民に対する説明をしなければなりません。私は、どちらになるか、これは本当に慎重審議の結果にはなりますが、議会として提出する意見に対しては、全議員が責任を持って臨むべきと思い、意見を申し上げます。

以上です。(発言の声あり)いえ。(発言の声あり)

先ほどの申し上げたのは、総務経済ではなく、社会文教に全て付託をされますが、

社会文教だけでなく、議会として意見を提出するわけですので、総務の皆様、全議員がきちんと勉強しておいていただきたいということです。私はそういうふうに言いました。違った。

以上です。

議長(今井 清君) ほかに意見はございますか。

〔(なし)の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び陳情につきましては、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思いますが、ご 異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ 付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

(午前10時43分 散会)